

第 2 章

**2020年時点での
数値目標達成状況と
その理由、今後の課題**

【数値目標設定指標の動向】

	行動指針策定時 (2007.12)	新行動指針策定時 (2010.6) 又は最新 値と比較可能な最も 古い数値 [注9]	最新値	目標値 (2020年)	評価
I 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会					
①週労働時間60時間以上の雇用者の割合 [注1]	10.8% (2006)		5.1% (2020)	5%	ほぼ達成
②年次有給休暇取得率 [注1] [注2]	46.6% (2006)	46.7% (2007) [注9]	56.3% (2019)	70%	未達成
③労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 [注3]	41.5% (2007)	40.5% (2010) [注9]	60.5% (2020)	全ての企業で実施	未達成
④メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合 [注1]	23.5% (2002)		59.2% (2018)	100%	未達成
II 多様な働き方・生き方が選択できる社会					
⑤短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	(参考) 8.6%以下 (2005) [注4]	13.4% (2010) [注4] [注9]	16.7% (2019) [注4]	29%	未達成
⑥自己啓発を行っている労働者の割合 [注1]					
正社員	46.2% (2005)		39.2% (2018)	70%	未達成
非正社員	23.4% (2005)		13.2% (2018)	50%	未達成
⑦第1子出産前後の女性の継続就業率 [注1]	38.0% (2000-2004) ⇒遡及改定値 39.8%		53.1% (2010-2014)	55%	未達成
⑧保育等の子育てサービスを提供している数 [注5]					
認可保育所等 (3歳未満児) [注6]	-		収容児童数 約111万人 (2020) ※定員数 約120万人 (2018.4.1)	116万人 (2017年度)	達成
放課後児童クラブ	-	81万人 (2010)	約131万人 (2020)	122万人 (2019年度)	達成
⑨男性の育児休業取得率 [注1]	0.50% (2005)		7.48% (2019)	13%	未達成
⑩6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間	1日当たり60分 (2006)		83分 (2016)	2時間30分	未達成
III 就労による経済的自立が可能な社会					
⑪就業率 (I、IIにも関わるものである)					
20～64歳	-	74.6% (2009)	82.2% (2020)	80%	達成
20～34歳	-	73.6% (2009)	80.6% (2020)	79%	
25～44歳 女性	64.9% (2006)		77.4% (2020)	77%	
60～64歳	52.6% (2006)		71.0% (2020)	67%	
⑫時間当たり労働生産性の伸び率 (I、IIにも関わるものである)	1.6% ('96-'05年度の 10年間平均) ⇒遡及改定値 1.8%		0.6% ('10年度-'19 年度の10年間平均) [注7]	実質GDP成長率に 関する目標 (2%を 上回る水準) より高 い水準 [注8]	未達成
⑬フリーターの数 [注1]	187万人 (2006) (2003年にピークの 217万人)		136万人 (2020)	124万人 (ピーク時比で 約半減)	未達成

- 注1 仕事と生活の調和推進のための行動指針の数値目標に注記はないが、「新成長戦略」において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長を目指す」等としていることを前提としているもの。
- 注2 2007年から、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に変更されている。さらに2014年以降は調査対象が「常用労働者が30人以上の民営企業」（複合サービス事業、会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）含む）に変更されている。
- 注3 2010年から、調査対象が「農林業、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業を除く従業員数30人以上の企業」から「農林業を除く従業員数30人以上の企業」に変更されている。
- 注4 2010年度の値は「平成22年度雇用均等基本調査」より、2005年の値は「平成17年民間企業の勤務条件制度等調査」より参考値として作成しており、短時間勤務制度の事由（複数回答）のうち、「自己啓発」、「地域活動」、「高齢者の退職準備」、「その他事由」、「事由を問わず認める」について集計。
また2018年の値は、「平成30年度雇用均等基本調査」より、それまでの「短時間正社員制度」に加えて、「勤務地限定正社員制度」（12.8%）、「職種・職務限定正社員制度」（9.3%）という選択肢（複数選択可）が追加された中で、「短時間正社員制度」を選択した事業所の割合の数値である。なお同調査において、以上の「多様な正社員制度」のいずれかを導入している事業所の割合は23.0%。
- 注5 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「最優先の課題である待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進める」こととされている。
- 注6 認可保育所等とは、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等をいう。ただし、最新値は「地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設」を除いたものとなっている。目標値は定員数、最新値は利用児童数。
- 注7 時間当たり労働生産性の推計に必要な「国民経済計算」、「労働力調査」、「毎月勤労統計調査」のうち、「毎月勤労統計調査」は、岩手県、宮城県及び福島県を中心に、2011年3～5月値について東日本大震災による影響が出ている可能性がある。
- 注8 「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長を目指す。」「2%を上回る実質成長率を実現するためには、それを上回る労働生産性の伸びが必要である。」とあることを踏まえたもの。
- 注9 最新値と比較可能な最も古い数値